

お知らせ

コンビニ交付サービス一時停止

メンテナンスのため、マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。

時 6月3日(木)

問 市民課☎内線1164、課税課☎内線1241

令和3年度 市・県民税納税通知書を発送

令和3年1月1日に市内に住んでいて、令和2年中(1月1日～12月31日)に一定以上の所得がある方に対して、市・県民税の納税通知書を発送します。※非課税の方には発送しません。

時 6月14日(月)

■納付書で納める方(普通徴収)

納税通知書に同封されている納付書で、納めてください。

■公的年金から天引き(特別徴収)される方

対 令和3年4月1日現在、65歳以上で、一定の条件を満たす方

◎令和3年10・12月、令和4年2月の特別徴収税額と、令和4年4・6・8月の仮特別徴収税額が納税通知書に記載されています。納付書は同封されません。

■勤務先の給与から天引き(特別徴収)される方

5月中に勤務先へ税額の決定通知書を発送しました。

■所得の種類が複数ある方

徴収方法が複数になることがあります。

◆特定配当所得などについて所得税と異なる課税方式を選択する場合
納税通知書発送日までに市・県民税の申告が必要です。市ホームページから、市・県民税の試算と申告書の作成ができます。

問 課税課☎内線1243



取手市 市・県民税申告書

令和3年度 市・県民税の課税証明書などの発行

時 6月14日(月)～

※市・県民税の全額が、給与から天引き(特別徴収)されている方は既に発行できます。

所 課税課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口、コンビニ

※コンビニ交付の場合、給与から特別徴収されている方も6月14日(月)から発行

問 課税課☎内線1243

歯周疾患検診

歯周病は歯を支えている骨などを溶かす病気です。進行すると、歯が抜けてしまうこともあります。適切な治療を行えば進行を抑えることができます。

時 令和4年3月31日まで

所 受診券に記載の実施医療機関一覧をご覧ください。

内 問診・口腔内検診・検診結果説明・歯科保健指導

対 令和3年4月1日現在、市内に住民登録があり、今年度満40・50・60・70歳になる方(対象者には医療機関検診受診券を郵送します)

費 500円(生活保護受給者は生活保護受給証明書の提示で無料)

持 医療機関検診受診券・健康保険証・自己負担金

申 実施医療機関に直接

※同日に保険診療は行えません。

問 保健センター☎85-6900

市議会 第2回定例会会期日程

時 6月10日(木)～25日(金)予定
※最長で7月9日(金)まで

◎定例会の様子はインターネット上で公開しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴の自粛にご理解ご協力をお願いします。

問 議会事務局☎内線1801

令和3年度4月分からの年金額引き下げ

国民年金受給額は、物価と賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われます。令和3年度4月分(6月15日支払い分)からの年金額は、前年度に比べ約0.1%引き下がります。改定後の年金額は、日本年金機構が6月10日ごろに発送する「年金額改定通知書」をご覧ください。

問 土浦年金事務所☎029-825-1170

地域包括支援センター職員が家庭訪問します

対 要介護認定を受けていない75歳以上の一人暮らしなどの方

■地域包括支援センターとは

市の委託を受け、高齢者の日常生活の困りごとや不安などの相談・支援を行う窓口です。地域ごとに窓口が分かれており、市内に4カ所設置されています。

※担当地域など詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 高齢福祉課☎内線1309



取手市 地域包括支援センター

医療福祉費支給制度(マル福)受給者証7月から切り替え

時 6月下旬

対 母子家庭・父子家庭・重度心身障害がある方で、医療福祉費支給制度(通称・マル福)の受給者証をお持ちの方※妊産婦の方は切り替わりません。

問 国保年金課☎内線1367

医療福祉費支給制度受給者となるには手続きが必要です

対 市内在住で以下のいずれかに該当し、今まで申請していない方

①小児(誕生日から18歳に達する日以後の3月31日まで)

②妊産婦

③母子家庭、父子家庭

■重度心身障害のある方が助成を受ける場合

所得制限に加え、次のいずれかに該当する方が対象です。

▶身体障害者手帳1・2級の方、内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス・肝臓機能障害)による3級の方

▶児童相談所または県福祉相談センターにおいて知能指数が35以下と判断された方

▶身体障害者手帳3級で、児童相談所または県福祉相談センターで、知能指数50以下と判定された方

▶特別児童扶養手当1級に該当する方

▶障害年金1級に該当する方

▶精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方

■重度心身障害がある65歳以上の方が助成を受ける場合

後期高齢者医療制度への切り替えが必要です。

申 国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所のいずれかの窓口

問 国保年金課☎内線1367

注意!あなたの土地が狙われています

悪質業者からの土地利用の申し出に安易に同意してしまうと、不法投棄・質の悪い残土埋め立てなどの違法行為に使われることがあります。また、遊休地などの見回りをおろそかにすると同様の被害に遭う可能性があります。注意しましょう。

■狙われやすい土地

遊休地、人目に付きにくい土地、手入れが行き届かない土地など

■有効な対策

契約内容をよく確認する、定期的な見回り、進入防止柵や警告掲示板の設置など

■不法投棄を見つけたら

不法投棄110番☎0120-536-380(平日8:30～17:15)

受付時間外は取手警察署☎77-0110

問 市環境対策課☎内線1419

無料耐震診断実施

県木造住宅耐震診断士が、耐震補強が必要かを判断します。現地調査は9月以降行います。

対 次の条件を満たす、市内の木造一戸建て住宅(兼用住宅を含む)

①昭和56年5月31日以前に建築基準法上の建築確認を受けたもの

②地上階数が2階以下で、在来工法か枠組壁工法などのもの

③延べ床面積が30㎡以上のもの

※兼用住宅については居住用部分が建築物の延べ床面積の2分の1以上の建物に限られます。市が発行するり災証明で半壊以上の判定を受けているものは対象外

定 5棟

※多数は抽選。8月上旬ごろ決定予定

申 直接: 分庁 建築指導課

※申請書は建築指導課か市ホームページで配布

締 7月30日(金)

問 建築指導課☎内線3123

木造住宅 耐震改修費または耐震建替費の一部を補助

耐震改修設計を伴う改修工事または耐震建替工事をする方に費用の一部を補助します。

対 次の条件を全て満たす建物

①昭和56年5月31日以前に建築基準法上の建築確認を受けたもの

②耐震診断(一般診断)の結果、補強が必要とされたもの

③所有者自身の居住のためのもの

※その他にも要件があります。事前にご相談ください。

費 設計や工事に要した額の5分の4か100万円のいずれか少ない額

定 先着1棟

申 直接: 分庁 建築指導課

※申請書は建築指導課で配布

締 11月30日(火)

■悪質な勧誘に注意

市職員が訪問する際は、身分証明書を携帯しています。また、耐震診断士は「茨城県木造住宅耐震診断士」の登録証を携帯しています。

問 建築指導課☎内線3123

水道加入促進活動にご協力を

6月1日から7日の1週間は水道週間です。期間中「生活も ウイルス予防も 蛇口から」(全国水道週間スローガン)をテーマに、ポスター掲示などの広報活動を行います。詳細は、茨城県南水道企業団のホームページをご覧ください。

問 茨城県南水道企業団☎66-5131



茨城県南水道企業団